

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 4 月 1 日

第六章「照明設備」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.04 (住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15)		変更後 Ver.05 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.0)				
第六章 照明設備 (略)		第六章 照明設備 (略)				
3. 用語の定義 (略) (第 3 節全文) (略)		3. 用語の定義 <u>第一章の定義を適用する。</u> (略)				
6.3 平均総合効率 6.3.1 主たる居室 主たる居室の照明区画 i に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$ ( $i = 1\sim 3$ ) は表 6.4 に よるものとする。 表 6.4 主たる居室の照明区画 i に設置された照明設備の平均総合効率		6.3 平均総合効率 6.3.1 主たる居室 主たる居室の照明区画 i に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$ ( $i = 1\sim 3$ ) は表 6.4 に よるものとする。 表 6.4 主たる居室の照明区画 i に設置された照明設備の平均総合効率				
照明区画 i の番号	<u>(い) 主たる居室に 1 か所 以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備 において白熱灯を使用してい ない場合</u>	<u>(ろ) 主たる居室に 1 か所 以上照明設備を設置し、かつそれらの照明設備のい ずれかにおいて白熱灯を使用 している場合</u>	照明区画 i の番号	<u>(い) 主たる居室に 1 か所以上照明設備 を設置し、かつそれ らすべての照明設 備において LED を 使用している場合</u>	<u>(ろ) 主たる居室に 1 か所以上照明設備 を設置し、かつそれ らすべての照明設 備において白熱灯 以外を使用してい る場合 (すべての照 明設備において</u>	<u>(は) 主たる居室に 1 か所以上照明設備 を設置し、かつそれ らの照明設備のい ずれかにおいて白 熱灯を使用してい る場合</u>

1	70.0	42.5
2	70.0	15.0
3	70.0	42.5

主たる居室に照明設備を設置しない場合は表 6.4 の (ろ) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

また、主たる居室におけるキッチンに設置するレンジフード内の手元灯については、白熱灯以外の器具が設置されている製品が少ないため、当面の間、評価対象外とする。

6.3.2 その他の居室

その他の居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$  ( $i = 4\sim 7$ ) は表 6.5 によるものとする。

表 6.5 その他の居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率

照明区画 <i>i</i> の番号	(い) その他の居室に 1 か 所以上照明設備を設置し、 かつそれらすべての照明設 備において白熱灯を使用し ていない場合	(ろ) その他の居室に 1 か 所以上照明設備を設置し、 かつそれらの照明設備のい ずれかにおいて白熱灯を使 用している場合
4	70.0	42.5
5	70.0	42.5
6	70.0	42.5
7	70.0	42.5

その他の居室に照明設備を設置しない場合は表 6.5 の (ろ) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

6.3.3 非居室

		<u>LED を使用してい る場合を除く)</u>	
1	<u>90.0</u>	70.0	42.5
2	<u>90.0</u>	70.0	15.0
3	<u>90.0</u>	70.0	42.5

主たる居室に照明設備を設置しない場合は表 6.4 の (は) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

また、主たる居室におけるキッチンに設置するレンジフード内の手元灯については、白熱灯以外の器具が設置されている製品が少ないため、当面の間、評価対象外とする。

6.3.2 その他の居室

その他の居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$  ( $i = 4\sim 7$ ) は表 6.5 によるものとする。

表 6.5 その他の居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率

照明区画 <i>i</i> の番号	(い) その他の居室 に 1 か所以上照明 設備を設置し、かつ それらすべての照 明設備において <u>LED を使用してい る場合</u>	(ろ) その他の居室 に 1 か所以上照明 設備を設置し、かつ それらすべての照 明設備において白 熱灯以外を使用し ている場合 (すべ ての照明設備にお いて <u>LED を使用し ている場合を除く)</u>	(は) その他の居室 に 1 か所以上照明 設備を設置し、かつ それらの照明設備 のいずれかにおい て白熱灯を使用し ている場合
4	<u>90.0</u>	70.0	42.5
5	<u>90.0</u>	70.0	42.5
6	<u>90.0</u>	70.0	42.5
7	<u>90.0</u>	70.0	42.5

その他の居室に照明設備を設置しない場合は表 6.5 の (は) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

6.3.3 非居室

非居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$  ( $i = 8\sim 18$ ) は表 6.6 によるものとする。

表 6.6 非居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率

照明区画 <i>i</i> の番号	<u>(い) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において白熱灯を使用していない場合</u>	<u>(ろ) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらの照明設備のいずれかにおいて白熱灯を使用している場合</u>
8	70.0	70.0
9	70.0	15.0
10	70.0	15.0
11	70.0	15.0
12	70.0	15.0
13	70.0	15.0
14	70.0	15.0
15	70.0	15.0
16	70.0	70.0
17	70.0	15.0
18	70.0	15.0

非居室に照明設備を設置しない場合は表 6.6 の (い) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

(略)

7. 玄関ポーチに設置された照明設備

(略)

非居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 $Le_i$  ( $i = 8\sim 18$ ) は表 6.6 によるものとする。

表 6.6 非居室の照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率

照明区画 <i>i</i> の番号	<u>(い) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において LED を使用している場合</u>	<u>(ろ) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において白熱灯以外を使用している場合 (すべての照明設備において LED を使用している場合を除く)</u>	<u>(は) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらの照明設備のいずれかにおいて白熱灯を使用している場合</u>
8	90.0	70.0	70.0
9	90.0	70.0	15.0
10	90.0	70.0	15.0
11	90.0	70.0	15.0
12	90.0	70.0	15.0
13	90.0	70.0	15.0
14	90.0	70.0	15.0
15	90.0	70.0	15.0
16	90.0	70.0	70.0
17	90.0	70.0	15.0
18	90.0	70.0	15.0

非居室に照明設備を設置しない場合は表 6.6 の (ろ) 欄の平均総合効率を用いるものとする。

(略)

7. 玄関ポーチに設置された照明設備

(略)

表 6.12 玄関ポーチに設置された照明設備の消費電力

<p><u>(い) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において白熱灯を使用していない場合</u></p>	<p><u>(ろ) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらの照明設備のいずれかにおいて白熱灯を使用している場合</u></p>
<p>12.0</p>	<p>54.0</p>

非居室に照明設備を設置しない場合は表 6.12 の (い) 欄の消費電力を用いるものとする。  
(以下、略)

表 6.12 玄関ポーチに設置された照明設備の消費電力

<p><u>(い) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において LED を使用している場合</u></p>	<p><u>(ろ) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において白熱灯以外を使用している場合 (すべての照明設備において LED を使用している場合を除く)</u></p>	<p><u>(は) 非居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらの照明設備のいずれかにおいて白熱灯を使用している場合</u></p>
<p>10.0</p>	<p>12.0</p>	<p>54.0</p>

非居室に照明設備を設置しない場合は表 6.12 の (ろ) 欄の消費電力を用いるものとする。  
(以下、略)